

山陽小野田市子育て女性等就職応援事業委託業務公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

急速な少子・高齢化の進展にともない労働力人口の減少が見込まれる中、女性の就業を促進するとともに、女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境を整備する必要がある。

結婚、出産などにより、やむを得ず離職した女性で再就職を希望する者等に、就業するために必要な知識、技能を習得できる機会を提供し、地元事業所に就業できるよう支援するとともに、託児サービスの提供など、子育て女性に配慮し、研修に参加しやすい環境を整備することで女性の就業を促進する。

以上のことから、本業務においては、委託先となる事業者が長年蓄積してきた人材育成システムや独自のノウハウが、事業の成果に与える影響は大きいものであると考えられるため、研修内容や実績、業務体制などを総合的に評価して受託者を特定するプロポーザル方式を採用することとし、子育て女性等就職応援事業の委託業務を受託する者（以下「受託者」という。）を選定するための募集について、必要な事項を定める。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 山陽小野田市子育て女性等就職応援事業委託業務
- (2) 業務内容 別紙「山陽小野田市子育て女性等就職応援事業委託業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和2年3月31日まで
- (4) 委託上限額 2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格要件

この手続きに参加できる者（以下「応募者」という。）の資格は、地方自治法施行令第167条の4の規定を準用し、委託事業を適確に遂行するに足りる能力を有する者で、以下の要件を全て満たしていることとする。

- (1) 市から指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続、民事再生法（平

成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づく民事再生手続、会社更生法 (平成 1 5 年法律第 1 5 4 号) に基づく会社更生手続又は会社法 (平成 1 7 年法律第 8 6 号) に基づく特別清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは自ら申立てを行っていないこと、又はこれらの手続を行っていないこと。

- (3) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (4) 過去において、再就職支援や職業訓練等の人材育成事業を誠実に履行した実績を有すること。
- (5) 山陽小野田市暴力団排除条例 (平成 2 3 年山陽小野田市条例第 1 8 号) 第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。
- (6) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

4 業務実施上の注意点

- (1) 上記 2 に掲げる業務の受託者は、本業務を統括する責任者 (以下「統括責任者」という。) を 1 名配置すること。
統括責任者は、必要に応じ、市及び関係機関との連絡調整・打ち合わせ等を行うとともに、事業管理を行うこと。
- (2) 何らかのトラブルが発生した場合、統括責任者は市と連携の上、速やかに解決を図ること。

5 事業実施要件

事業の企画提案においては、以下の要件を全て満たしていることとする。

- (1) 結婚、出産等により離職した女性の再就職支援として、ふさわしい事業であること。
- (2) その他、別紙「山陽小野田市子育て女性等就職応援事業委託業務仕様書」に掲げる要件を満たすこと。

6 公募に関するスケジュール

- (1) 応募者の募集及び選定スケジュール

ア 公告	令和元年 8 月 9 日 (金)
イ 実施要領等の配布	令和元年 8 月 9 日 (金) から

ウ	参加意向申出書の受付	令和元年8月21日（水）まで
エ	質問書の受付	令和元年8月21日（水）まで
オ	応募書類の受付	令和元年8月28日（水）まで
カ	選定委員会及び受託候補者の決定及び公表	令和元年9月上旬から中旬を予定
キ	委託先の決定・契約締結	令和元年9月下旬から10月上旬を予定

(2) 応募者の公募手続

ア 実施要領等の配布

- ① 配布時期 令和元年8月9日（金）から
- ② 配布場所 「9 問合せ先」に同じ
- ③ 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）
※山陽小野田市ホームページからもダウンロードできる。

イ 参加意向申出書の受付

プロポーザル参加予定者は、以下のとおり参加意向申出書を提出すること。

- ① 提出書類 参加意向申出書
- ② 提出部数 1部
- ③ 提出期限 令和元年8月21日（水） 午後5時15分まで
- ④ 提出場所 「9 問合せ先」に同じ
- ⑤ 提出方法 郵送（提出期限必着）又は持参（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

ウ 質問書の受付

実施要領や業務内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。質問書は、電子メールにより提出すること。

- ① 提出書類 質問書（別紙様式4）
- ② 提出期間 令和元年8月9日（金）から
令和元年8月21日（水）まで
- ③ 提出場所 「9 問合せ先」に同じ
- ④ 回答期日 令和元年8月26日（月）頃を予定
受け付けた質問に対する回答は、電子メールで行う。

エ 応募書類の受付

応募書類を以下のとおり受け付ける。持参又は書留郵便により提出すること。

- ① 受付期間 令和元年8月9日（金）から
令和元年8月28日（水）まで
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで。
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）
郵送の場合は、受付期間最終日の午後5時15分までに必着のこと。
- ② 提出場所 「9 問合せ先」に同じ

オ 受託候補者の選定方法、選定決定及び公表

選定委員会において、選定基準に沿って選定する。
なお、選定委員会で審査した結果、本委託業務を行うに相当と認められる者がいないと判断された場合は、再度募集する。

- ① 選定委員会開催日 令和元年9月上旬から中旬を予定
- ② 選定委員会開催場所 山陽小野田市役所を予定
※正式な選定委員会開催日、開催場所等については、応募者に別途通知する。
- ③ 選定方法 提出された書類をもとに、選定基準に基づき書類審査及びヒアリング審査を行う。ヒアリングは、提出された書類のみでの口頭説明及び質疑応答とする。その他の資料やパネル及びパワーポイント等の使用は禁止とする。
- ④ 選定結果 選定結果は、全ての応募者に郵送で通知する。また、その結果を市のホームページで公表する。
- ⑤ 選定基準 「8 選定基準」を参照

カ 受託者の決定・契約締結

市と受託候補者で、事業内容の詳細協議を行い、内部手続き後、正式な受託者として決定し、契約を締結する。

なお、契約の締結に当たっては、山陽小野田市財務規則第105条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第106条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 応募書類

(1) 提出書類

- ア 応募申請書
- イ 企画書（別紙様式1）
- ウ 収支予算書（別紙様式2）
- エ 事業スケジュール（任意の様式）
- オ 統括責任者の経歴書（別紙様式3）
- カ 管理運営体制書（任意の様式）
- キ 過去3年以内の類似・関連事業実績書（任意の様式）
- ク 事業者の特性等を示す書類
 - ① 事業者概要書（様式任意、パンフレット等でも可）
 - ② 定款
 - ③ 登記簿謄本又は登記事項証明書
（提出日前3か月以内に発行されたもの、写し可）
 - ④ 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれに類する書類
 - ⑤ 事業者役員名簿
 - ⑥ 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書
 - ⑦ 一般労働者派遣事業の許可が確認できる書類

(2) 提出部数

正本1部 副本8部（複写可） 合計9部

(3) 留意事項

- ア 提出書類は1応募者1提案とする。
- イ 上記(1)イ 企画書 ウ 収支予算書 エ 事業スケジュールの内容については、本事業の受託候補者を決定するためのものであることから、受付後の追加及び修正は認めない。具体的な事業内容については、受託候補者の企画書をもとに、市との協議を行った後、決定する。
- ウ 応募に関して必要となる経費は応募者の負担とする。
- エ この手続きの応募者が、業務委託に係る競争入札参加停止等の処分を受けることとなった場合、又は企画提案に際して虚偽の内容があった場合等により契約の相手方とすることが不相当と認められる場合、

- 審査の対象とせず、又は契約の締結を行わない場合がある。
- オ 提出された書類の著作権は、それぞれ作成した応募者に帰属する。
- なお、市は提出された書類の全部又は一部を公開することがある。
- カ 受理した企画書等は返却しない。

8 選定基準

審査項目と審査事項は以下のとおりとする。

審査項目	審査事項
1 基本コンセプト	(1) 企画提案に当たり、総合戦略等における市の施策を十分理解しているか。
2 事業の内容	(1) 目的を達成できる事業内容となっているか。
	(2) 創意工夫に基づき、独自に企画した提案内容があるか。
	(3) 提案内容で、業務の効率化等特に優れている点があるか。
	(4) プレゼンテーションについての評価
3 管理運営体制	(1) 事業を円滑に遂行できる管理運営体制となっているか。
4 事業実績	(1) 過去の同種の実績等からみて、確実に委託事業を遂行できる能力を有しているか。
5 事業費	(1) 企画提案について、経費が妥当であるか。

9 問合せ先

山陽小野田市経済部商工労働課

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

電話 0836-82-1150 FAX 0836-83-2604

電子メール shoukou@city.sanyo-onoda.lg.jp

公告	令和元年8月9日
参加意向申出書提出期限	令和元年8月21日
質問提出期間	令和元年8月9日～令和元年8月21日
質問回答日	令和元年8月26日
応募書類等提出期限	令和元年8月28日
選定委員会	令和元年9月上旬から中旬